

昭和十二年度國民心身鍛鍊運動方案

(昭和十二年七月一日
次官會議決定)

一、趣意

國民教化運動方策ニ定ムルトコロニ則リ、國民ノ心身鍛鍊ノ實踐的關
心ヲ促進スルニ至リ

而シテ本年度運動ニ於テハ左ノ諸項ニ重點ヲ置クモノトス

項目

- (イ) ラヂオ體操ノ普及獎勵 (一般國民特ニ都市生活者)
- (ロ) 戶外運動ノ指導獎勵 (主トシテ都市生活者)
- (ハ) 夏季休暇ヲ利用スル心身鍛鍊 (主トシテ學生生徒兒童)

二、名稱

國民心身鍛鍊運動

三期間

昭和十二年自八月一日至八月廿日

四 實施事項概要

(1) ラヂオ體操ノ會

毎朝ラヂオニ合セ行ハレ居レル國民保健體操即チラヂオ體操ヲ普及徹底スルコトニ依リ國民ノ身體的鍛鍊ト精神的結合ノ強化ニ資スル趣旨ノ下ニ從來ヨリ毎夏開催セラレタル「ラヂオ體操の會」ハ本年モ左記(甲)ノ要項ニ依リ行ハルルヲ以テ國民心身鍛鍊運動ノ一端トシテ左記(乙)ノ事項ヲ實行セシムルコト

(甲) 要項

1、期 間 八月一日 (地方ニ依リテハ) ヨリ八月二十日迄

(日曜日モ含ム)

2、會 場 學校、神社佛閣境内、公園、海岸、廣場、工場、

鑛山、其ノ他

3、參會者 一般

4、實行方法 毎朝六時ヨリ約三十分間學校職員其ノ他ノ指導ニ

ヨリラヂオニ合セテ全員一齊ニ體操ヲ行フ

(乙) 實施事項

1、全小學校ニ於テラヂオ體操ノ會ヲ實施スルコト

2、小學校兒童ハ全部出席スルコト

3、大學専門學校中等學校ノ學生生徒ハ原則トシテ郷土母校ノ會場ニ参加スルコト

4、在郷軍人青年團員ハ参加ノ上會場ノ整理参加者ノ團體的訓練ニ努ムルコト

5、各廳ハ關係團體、會社、工場、鑛山ニ所屬員ノ參加ヲ獎勵スルコト

6、市町村ハ「一戸一人以上」主義ヲ以テ市町村民ノ參加ヲ特ニ獎勵スルコト

7、會期中小學校長町村長等學區内ノ首腦者ハ卒先シテ參加スルコト

8、官公吏ハ最寄會場ニ參加スルコト

9、各會場ニ於テハ出席簿又ハラチ才體操參加ノ章（日ノ丸ノ小紙旗等）ヲ設クル等ノ方法ニ依リ參加者ノ増加ヲ圖ルコト

10、神社佛閣境内公園海岸工場鑛山ニ於テモ多數會場ヲ設クルコト

尙各官廳、會社、工場ニ於テハ休憩時間等ヲ利用シテ才體操ヲ實

施スルコト之ガ爲放送協會ニ於テハ晝間ヲ才體操ノ時間臨時設定ノ豫定

(ロ) 戶外運動ノ指導獎勵

(1) 簡單ナル戶外運動（特ニ休憩時間ヲ利用シテ行ヒ得ルモノ）ノ紹介、指導獎勵

(2) 休日ヲ利用スル戶外運動等ノ紹介

(3) 休日ヲ利用スル戶外運動者ノ優待

(ハ) 夏季休暇ヲ利用スル心身鍛鍊

(1) 學生生徒心身耗弱ノ傾向宣傳

(2) 武技體技土用稽古ノ獎勵

(3) 休暇ヲ利用スル戶外運動ノ指導獎勵

(4) 休暇ヲ利用スル見學、實習、旅行ノ指導獎勵

(5) 前(3)(4)號ニ關スル紹介

(6) 交通機關、旅館業者等ノ前諸號ニ關スル優待

(二) 其ノ他ノ事項

(1) 風紀、衛生ニ關スル取締、危険ニ對スル豫防

(2) 夏場ヲ當込ム不正業者ノ取締

(3) 公衆道德ノ向上

(4) 國土愛護ノ精神ノ涵養

五、實施上準據スベキ事項

(イ) 本運動ニ當リテハ實質剛健ヲ本旨トシ奢侈墮弱ヲ排スルモノトス

(ロ) 各廳ハ其ノ主管ニ從ヒ本運動ニ協力スルモノトス

(ハ) 各廳ハ本方案ニ依リ速ニ實施ノ具體的細目ヲ定メ、文部省(又ハ情報委員會)ニ於テ連絡調整ノ上直ニ實施ニ移スモノトス

(ニ) 各地方ニ於テハ地方長官ノ定ムルトコロニ依リ本方案ニ則リ當該地方ノ實情ニ適應シテ運動ヲ展開スルモノトス

(ホ) 本運動ニ關係アル紹介、廣告等準備的事項ノ宣傳ハ成ル可ク本運動ノ名ニ於テ開始スルモノトス

(ヘ) 本運動ノ宣傳ニ關スル「ラヂオ」ノ利用ニ付テハ關係各廳ハ遞信省ト聯絡ノ上決定ス

(ト) 本運動方案ハ之ヲ全國有力新聞社、雜誌社ニ開示シ、爲シ得ル限り懇談ヲ遂ゲテ其ノ自發的協力ヲ期待スルモノトス

(チ) 簡單ナル標語ヲ作製シ鐵道省、觀光協會、日本旅行協會、鐵道汽船會社、旅行等ノ「ポスター」廣告、郵便消印等ニ記載スル如ク要請ス